

新改保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

事業者の名称	香美市
事業者の所在地	高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号
事業者の電話番号・FAX	TEL0887-53-1088 (担当課直通)・Fax0887-57-0123
代表者氏名	香美市長 依光 晃一郎

2 利用施設

種 別	保育所					
名 称	新改保育園					
所 在 地	香美市土佐山田町須江 27 番地 1					
電 話 番 号 ・ F A X	TEL 0887-53-3872 FAX 0887-53-3873					
施 設 長 氏 名	園 長 中村 美和					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	0人	12人		15人	25人	

3 施設・設備の概要

敷地面積		2662.07 m ²	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造平屋陸屋根	
	延 床 面 積	561.14 m ²	
	建 築 年 月 日	昭和 57 年 3 月 30 日	
施設設備の数 と 面 積	乳 児 室	1 室	42.10 m ²
	保 育 室	3 室	138.625 m ²
	遊 戯 室	1 室	101.70 m ²
	調 理 室	1 室	33.75 m ²
	幼児用トイレ	2 個	27.64 m ²
	職 員 室	1 室	42.00 m ²
設 備 の 種 類		乳児用調乳室、沐浴室、プール（幼児用・乳児用）、医務室、冷暖房 等	
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		屋外遊戯場 693.04 m ²	

4 施設の目的、運営方針

目 的	健全な保育環境の整備・運営
運 営 方 針	<保育目標> (1) 健康で 元気にあそぶ こども (2) よく見て よく考える こども (3) 仲間を大切にする こども

5 職員体制

施 設 長	1 人 （資格：保育士 ）
保 育 士	13 人 （常勤：11 人、非常勤：2 人）
保 育 士 補 助	2 人 （常勤： 2 人、非常勤：0 人）
調 理 員 （栄養士除く）	1 人 （常勤： 1 人、非常勤：0 人）

※職員数は、産休・育休等除く。

6 保育を提供する日

保育を提供する日	月曜から土曜日まで ※土曜日は午前中半日保育
休 園 日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで） ①台風接近や豪雨等に伴い、「暴風警報」が発令された場合は臨時休園です。 ②警戒レベル3「高齢者等避難」以上が発令された場合は臨時休園です。 ※保育園登園までに①または②が発表された場合には児童の登園を中止していただき、また、既に登園した後に警報が発表された場合にはできるだけ早く迎えに来てくださるようお願いいたします。（危険を感じた場合は、保護者の皆様の判断で（園からの連絡を待たずに）お迎えに来ていただいて構いません。） なお、午前7時までに休園となり、その後保育時間内に①又は②が解除された場合は給食を用意できませんので、お弁当をご持参ください。 ※災害その他急迫の事情があるときは、臨時休園する場合があります。

7 保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
土曜日	午前 7 時 30 分から午後 12 時 30 分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間

月曜日から金曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
土曜日の保育時間（5 時間）	午前 7 時 30 分から午後 12 時 30 分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間

月曜日から金曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
土曜日の保育時間（4 時間）	午前 8 時 30 分から午後 12 時 30 分まで

8 利用料金

利用料（利用者負担）	別途通知
副食費（給食費）	別途通知（市が定める副食費に関する要綱による）
時間外保育料	30 分あたり 500 円（時間外保育を認められた者のみ）

＊ 行事内容によっては別途費用が必要な場合もあります。

＊ 副食費の徴収にあたり、調査同意書のご提出をお願いします。（施設利用についての同意書裏面）

9 支払方法

口座振替払：金融機関で香美市指定の口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、提出していただいた場合、ご指定の日以降の保育料を納期限（月末、12月 は 25 日 ※当日が休日の場合は翌営業日）にご指定の口座から振替させていただきます。

納付書払：4月に4月～8月分の納入通知書を、9月に9月～3月分の納入通知書をそれぞれ送付しますので、納入通知書に記載しております金融機関又は、香美市役所・各支所でお支払いください。

10 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

・具体的内容等については、園だよりやクラスだよりなどでお知らせします。

<毎日の保育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:30 7:30	開園 保育標準時間（11 時間）開始 順次登園 ↓	開園 保育標準時間（11 時間）開始 順次登園 ↓
8:30 9:00	保育短時間（8 時間）開始 順次登園 おやつ 遊び（室内外）・散歩 ↓	保育短時間（8 時間）開始 順次登園 ・遊び（室内外） 課題保育 ↓
10:00 11:00	食事 (年齢によって前後します) ↓	
11:00		食事 (年齢によって前後します)

12:00	お昼寝 (年齢によって前後します)	
12:30		お昼寝 (年齢によって前後します)
15:00	目覚め おやつ	目覚め おやつ
16:30	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了
18:30	保育標準時間終了	保育標準時間終了
18:30	閉園	閉園

* 土曜日の閉園時間 12:30

< 保育目標（年間） >

0 歳児 (ひよこ)	個々の生活リズムを整え基本的な生活習慣を養う
1 歳児 (たんぽぽ)	健康なからだづくり 安心できる大人との信頼関係の下で周りに対する関心をもつ
2 歳児 (ばら)	健康で元気にあそぶ 安全な環境のなか周りに対する好奇心をもち自分の気持ちを安心して表現する
3 歳児 (もも)	健康な生活リズムのなかで、自分の生活がわかるようになる 保育者や友だちとあそぶなかで自分のおもいを言葉や行動で表現する
4 歳児 (ゆり)	全身を使いながら、さまざまな運動やあそびに挑戦する 保育者や友だちとのあそびや活動をとおして 集団行動を楽しみ共感する気持ちを感じる
5 歳児 (すみれ)	健康な生活に必要な習慣や運動を意欲的に取り組む 友だちと共有の目的を持ち、工夫して活動し共に達成感や充実感を味わう

その他	<年間行事> 4月： 入園式・進級式、家庭訪問、健康診断（内科）、 5月： 健康診断（歯科）、尿検査 6月： 芋植え、参観日 7月： プール開き、七夕、夏祭り 8月： プール大会 9月： 健康診断（内科・歯科）、お月見会 10月： 運動会、芋掘り、遠足 11月： バザー 12月： クリスマス会、発表会 1月： 凧あげ、こままわし大会（懇談会） 2月： 節分 3月： ひな祭り会、お別れ遠足（運動会）、絵画展、卒園式 その他・・・（毎月）お誕生会、避難訓練 など
-----	---

1 1 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	午前おやつ	給食		午後おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(950kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	—	—	○	○	(1300kcal) 45%
4歳児	—	—	○	○	
5歳児	—	—	○	○	

<給食の提供にあたって>

・ 自園調理をしています。 ・ 献立表の提供をしています。 ・ 食育の取組として、職員と共に食事をし、食べる楽しさ・食の大事さを感じます。子ども達も参加して畑に野菜を作り収穫の楽しさ、食べる楽しさを経験します。

<アレルギー対応について>

当園は、香美市が策定する「香美市食物アレルギー児対応マニュアル」に則り、新
改保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めてい
ます。

・アレルギー対応について

除去食、代替食の提供をしています。

1 2 保護者に用意していただくもの

＊別紙「入園おめでとう」をご参考に用意してください。

1 3 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・お子様の体調等については、保護者の方が直接職員に知らせてください。
電話連絡でもかまいません。
- ・欠席や遅く登園される場合には、8：30～9：00 までにご連絡ください。

(2) 送迎について

送迎につきましては、保護者の方をお願いいたします。保護者以外の方が送迎され
る場合は事前にご連絡ください。なお、お子様の安全上、未成年のお迎えはご遠慮
願います。

＊ 登園・降園は保護者の責任のもと、安全第一で通園してください。

1 4 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・連絡帳（乳児）
- ・園だよりやクラスだより など

1 5 健康診断、健康管理について

（1）健康診断

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	2 回	
歯科健診	全園児	2 回	
尿検査	全園児	1 回	
視力検査	4 歳児	2 回	等

（2）健康管理、病気のときの対応

- 体 調 の 確 認: お子様の体調を知るため、登園前にご家庭で①機嫌の良し悪し、②食欲、③発熱の有無、④排便の有無など、いつもと様子が異なっていないかご確認ください。
- 発熱がある場合: 体温が概ね 37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。又、登園後、概ね 37.5℃を越えた場合、お迎えに来ていただく連絡をします。
(*24 時間以内に解熱剤を使用している場合は登園を控えてください)
- 嘔吐や下痢症状がある場合: 普段通りの食事が摂れた上で、最後の嘔吐から 24 時間経過後、また下痢症状がある場合には普通便が確認できてからの登園をお願いします。
- 与 薬 に つ い て: 詳細は 14 ページ「保育所における与薬について」をご確認下さい。
昼食後等の与薬がどうしても必要な場合は、医師の処方をした薬に限り、与薬できます。「くすり連絡票」に必要事項を記入し、「薬剤情報提供書」と薬の 3 点を一緒に、朝、職員に直接手渡ししてください。新改保育園投薬マニュアルに従い、与薬致します。薬は、1 回分を持参し、日付と名前を記入してください。
※けいれん発作予防の座薬、アレルギー内服薬につきましては、園にご相談ください。

1 6 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」等に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

○香美市立保育所の予防対策マニュアル「感染症蔓延防止のための手洗い・掃除」に従い、衛生管理に努めます。

○早期診断・早期治療・感染拡大防止に繋げるため、感染症が発症した場合は職員間で情報を共有し、保健だより等で速やかに保護者に感染症名を伝えるなど感染拡大防止に努めます。

○保育所における感染症対策ガイドラインに沿って、保育園においても感染対策を行い、感染拡大防止に努めます。

○学校保健安全法施行規則第 18 条に定められている感染症に罹った児童が登園する際は、医師の診断に従い、登園届を保護者が記入し提出してください。

1 7 嘱託医

以下の医療機関（内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	村上内科循環器科
医 師 名	村上 義典
所 在 地	香美市土佐山田町 2289 番地 6
電 話 番 号	0887-52-0111

1 8 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	八井田歯科医院
医 師 名	八井田 桂
所 在 地	香美市土佐山田町西本町 5 丁目 3 番 19 号
電 話 番 号	0887-52-2322

19 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子様の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体的安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	南国警察署（香美警察庁舎） 〒782-0039 香美市土佐山田町栄町 12-2 TEL 0887-52-0110
消防署	香美市消防署 〒782-0035 香美市土佐山田町百石町 2 丁目 3-51 TEL 0887-53-4176
保育所担当課	香美市教育委員会教育振興課幼保支援班 〒782-8501 香美市土佐山田町宝町 1 丁目 2 番 1 号 TEL 0887-53-1088

20 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	中村 美和
消防計画届出年月日	香美市消防署 令和 7 年 4 月 1 日
避難訓練	避難訓練及び消火訓練を毎月実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

2 1 非常災害時の子どもの受渡等

災害等の発生後、園児を引き渡す時には、原則として園で行うものとします。

2 2 苦情解決窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	氏名 堀内 美保（主任保育士）	
苦情解決責任者	氏名 中村 美和（園 長）	
第三者委員	近森 奈名子	民生児童委員（須江）
		TEL 0887-53-3676
	山本 透	民生児童委員（新改・入野）
		TEL 0887-53-5175
	堤 信雄	社会教育指導員
		TEL 0887-53-1082（香美市教育委員会内）

※ 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。また、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

※ 苦情の受付の報告・確認

受付担当者が受け付けた苦情を、保育園長と第三者委員に報告します。ただし、申し出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示があった場合は除きます。

※ 苦情解決のための話し合い

保育園長は、申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、第三者の立ち会いや助言を求めることができます。

※ 苦情解決の記録・報告

受付担当者は受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録し、責任者は一定期間ごとに解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受けます。

2 3 地域の育児支援について

園庭開放 : どんぐりひろば（休止中）

2 4 個人情報の取扱いについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ◇ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ◇ 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ◇ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

2 5 虐待の防止等について

園児の人権の擁護と虐待の防止を図るため、園長が責任者として、虐待等の情報を集約し、防止のための必要な対応を職員に指示し、速やかに防止措置を行います。

また、本園の職員または保護者等による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、児童虐待の防止に関する法律の規定に従い、速やかに福祉事務所・児童相談所等、適切な関係機関に通告します。

保育所における与薬について

香美市教育振興課 幼保支援班

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが快適で健やかに生活できるよう支援していきます。

子どもが病気になったとき、十分な静養をすることは本人の体力回復を図るだけでなく、他の子どもへの感染拡大を防ぐことにもつながります。通常の園生活を送れる健康状態での登園をお願いします。

基本的に、保育所に登園する子どもたちは、ほとんど集団生活に支障がない健康状態にあり、保育所ではなくすりの取り扱いはしないものとします。くすりを飲ませることは原則医療行為にあたり、保育所職員がお子さんにくすりを飲ませることは本来望ましいものではありません。しかしながら、ご家庭の事情等でやむを得ない場合には保護者に代わって与薬しているのが現状です。

保育所における与薬に際しては、保護者や医師の協力を欠くことができません。下記の諸事項はひとえにお子さんの健康と生命を守るという観点に沿ってのものでありますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

- (1) 病気のときは、お子さんの体調・症状に応じてご家庭で静養してください。必要な場合は、医療機関を受診して、登園が可能かどうか、診てもらってください。

※感染症の場合は、登園基準をめやすに、医師の登園許可があるまでお休みください。

主治医の診察を受けるときは、お子さんが保育所に通っている時間（〇時から〇時まで）を伝えたくて、保育所では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。（「朝・昼・夕」の処方ではなく、「朝・夕」または「朝・夕・眠前」等の処方に変更可能な場合もあると考えられます。）

- (2) お子さんのくすりは、どうしても在園時間中に与薬が必要な場合、保護者が来所して与薬していただくことが原則ですが、次に該当する場合は、保護者と保育所側で話し合いのうえ、保護者の同意のもとに職員が保護者に代わって与薬することとします。その場合は、「薬剤情報提供書」を添付した「くすり連絡票」をご提出ください。

- ① 病気の予防・治療のため、在園時間中に与薬が必要な場合で、保護者が勤務の都合等で与薬のために来所できない場合
- ② 慢性の疾患があり、在園時間中に与薬が必要な場合

- (3) 以下の場合は、保育所での与薬はできません。

- ① 「咳が出たら」「熱が出たら」「肌が乾燥していると感じたら」「肌が赤くなっていると気づいたら」というように、職員が症状を判断して与薬しなければいけない場合
- ② 保護者の個人的な判断で持参したくすり（市販のもの・過去に処方されたものなど）

- (4) 座薬の取り扱いは原則として行いません。

ただし、けいれん止めの座薬については、お子さんの病状や医師の指示により、ご相談に応じています。

- (5) アレルギーのあるお子さんで、重症のアナフィラキシーを起こした場合に、医師からエピペン等の薬や、頓服薬を処方されている方についてはご相談ください。
- (6) 保育所での与薬に関しては以下のことにご協力ください。

くすりの与薬が必要な場合は、必ず登園時に「薬剤情報提供書」を添付した「くすり連絡票」とくすりを職員に直接手渡ししてください。「くすり連絡票」の内容とくすりを職員がその場で確認した後にお預かりします。お子さんに預けたり、荷物の中に入れていた等、職員が内容を確認できていない場合は、与薬できませんのでご了承ください。

※「くすり連絡票」やくすりの袋・容器に記入漏れがあった場合は、保育所では与薬できません。

- ① お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したくすり（内服薬・軟膏・点眼薬等）を与薬します。
 - ② 「くすり連絡票」を毎回必ず提出してください。「薬剤情報提供書」も添付してください。
- ※塗り薬・点眼薬等、一定期間継続して与薬が必要な場合は、1か月以内に限り、1枚の「くすり連絡票」での与薬を可とします。ただし、保護者の依頼に基づいての与薬とし、職員の判断が必要な与薬はできません。
- ③ 保育所で使用するくすりは、1回分ずつに分けて当日分のみをご用意ください。（水薬は、氏名を記入した清潔な容器に1回分をご用意ください。）
 - ④ くすりの袋や容器には、必ずお子さんの氏名と日付を記入してください。

以上の点をご承諾のうえ、与薬の依頼をしていただきますようよろしくお願いいたします。

★以下は、香美市立保育所で使用している「くすり連絡票」についての注意事項です。

・「くすり連絡票」は次の5種類があります。

① 内服薬 ②目薬・ぬり薬 ③アレルギー頓服薬 ④エピペン ⑤けいれん発作予防の座薬

※保育所で預かるくすりは、現在の病状に対して医療機関で処方されたものに限ります。市販のものや過去に処方されたくすりはお預かりできません。「薬剤情報提供書」も添付してください。

★記入は鉛筆ではなくボールペンでお願いします。記入抜けがないよう必ずお確かめ下さい。

記入抜けがある場合、与薬することができませんのでご了承ください。

① 内服薬

- ・1回分の分量のくすり（袋・容器等）に日付と氏名を記入し、毎回当日分の「くすり連絡票」を記入して、くすりと「薬剤情報提供書」と一緒に提出してください。（シロップ等も1回分のみ容器に入れて提出してください。）
- ・くすりがある場合は、登園時に必ず直接職員に手渡してください。「くすり連絡票」の内容とくすりを職員が確認した後にお預かりします。（※子どもに預けたり、荷物に入れていた場合は確認ができないため与薬できません。）

② 目薬・ぬり薬

- ・くすりには必ず氏名をご記入ください。
- ・くすりがある場合は、登園時に必ず直接職員に手渡してください。「くすり連絡票」とくすりを職員が確認した後にお預かりします。（※子どもに預けたり、荷物に入れている場合は確認ができないため与薬できません。）継続して与薬する場合、また終了する場合はその旨も必ずお伝えください。
- ・目薬・ぬり薬は、最初の投薬日から**1か月**を経過した場合、一度、「くすり連絡票」とくすりをお返しします。その後も継続して与薬が必要な場合は、再度新しい「くすり連絡票」とくすりを提出してください。

③ アレルギー頓服薬 ④エピペン ⑤けいれん発作予防の座薬

- ・くすりには必ず氏名をご記入ください。
- ・③④⑤のくすりを預かる場合は、「**医師による指示書**」の提出が必要です。「医師による指示書」「くすり連絡票」「くすり」「薬剤情報提供書」を一緒に提出してもらうようお願いします。
- ・「くすり連絡票」は医師の指示に基づき、内容を詳細にご記入ください。
- ・与薬開始時は、「医師による指示書」「くすり連絡票」について職員が詳しく聞き取りをさせていただきます。
- ・変更、中止等の場合は必ず職員にお伝えください。
- ・③④⑤のくすりを継続して預かる場合、**年度末に「医師による指示書」「くすり連絡票」の更新及びくすりの交換が必要**になりますので、ご了承ください。

※緊急連絡先の保護者の方は、必ず保育所からの連絡がとれるようにしておいてください。
また、③④⑤のくすりを与薬した場合、すぐにお迎えをお願いします。